

日薬情発第12号
令和3年4月9日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日本薬剤師会
担当副会長 川上 純一

健康被害救済制度における給付金額の改正について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、独立行政法人医薬品医療機器総合機構健康被害救済部より、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。



公益社団法人日本薬剤師会 御中

健康被害救済制度における給付金額の改正について

独立行政法人医薬品医療機器総合機構におきましては、医薬品による副作用及び生物由来製品による感染等を原因とする健康被害に対し、救済業務を行っております。

今般、別添のとおり、令和3年3月31日付をもって独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部が改正され、同4月1日より健康被害救済制度における給付金額が、別紙のとおり改正となりますのでお知らせいたします。

貴団体傘下の会員企業に周知していただけますと幸いです。

なお、当該改正につきましては、当機構ホームページにおいてもお知らせいたします。
(<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0007.html>)

今後とも引き続き、健康被害救済業務への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年4月1日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
健康被害救済部

本件問い合わせ先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
健康被害救済部企画管理課

〈電話〉03-3506-9460

薬生副発 0331 第 1 号
令和 3 年 3 月 31 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令等の一部を改正する政令の公布について

本日、予防接種法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 92 号。以下「改正政令」という。）が公布されました。独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成 16 年政令第 83 号）に関する改正政令の内容は下記のとおりですので、御了知の上、各給付の適切な支給についてよろしくお願い申し上げます。

記

1 改正内容

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が支給する葬祭料の額について、209,000 円から 212,000 円に引き上げること（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令第 13 条第 1 項関係）。

2 施行期日等

- (1) 改正政令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行すること（改正政令附則第 1 項）。
- (2) 令和 3 年 3 月以前の死亡に係る独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）による葬祭料の額については、なお従前の例によること（改正政令附則第 2 項）。

現行

改正後

【葬祭料】

209,000 円 → 212,000 円

※令和3年3月以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。